一般教育訓練給付制度

● 教育訓練給付制度とは?

コマツ教習所(株) 静岡センタ

雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とし、労働者や離職者が、自ら費用を負担して 教育訓練講座を受講し修了した場合、本人が支払った経費の一部(**20%**に相当する額)をハローワークから 支給する雇用保険の給付制度です。

🥚 給付の対象者は?

雇用保険の一般被保険者【在職中の方】

受講開始日において、支給要件期間(被保険者であった期間)が3年以上(初回に限り1年以上)ある方

雇用保険の一般被保険者であった方【離職中の方】

受講開始日において、離職日の翌日以降、受講開始日までが1年以内(適用対象期間の延長が行われた場合は4年以内)かつ支給要件期間(被保険者であった期間)が3年以上(初回に限り1年以上)ある方

※注意※

過去に教育訓練給付金を受給したことがある場合、その時の受講開始日より前の被保険者であった期間は通算しません。 このため、過去の受講開始日以降の支給要件期間が3年以上とならないと、新たな受給資格が得られないことになります。 このことから、同時に複数の一般教育訓練講座について支給申請を行うことはできません。

● 本制度を利用するには?

受給資格の確認をする

支給対象であるかどうか、事前に最寄のハローワークにてご確認ください。

講習の申込みをする

受講申込書を作成し、コマツ教習所静岡センタへ提出して下さい。※必ず**給付金制度**の利用有に○をしてください。

講習を受講する

受講料は本人負担でお支払いください。

講習修了日

全科目を修了された時点で『教育訓練 修了証明書』を発行致します。

ハローワークへ申請をする

受講修了日翌日より1ヶ月以内に最寄のハローワークへ必要書類を提出してください。

、 給付金の支給

ハローワークより 支給されます。

H29.10現在

	教育訓練給付制度 対象講座	指定番号	日 数	受講費用(税込み)	給付額 (20%)
1	車両系(38H)コース	221160420015	6日間	105,000円	21,000円
2	フォークリフト(31H)コース	221160510015	4日間	41,000円	8,200円
3	ショベルローダー(31H)コース	221161020043	4日間	71,000円	14,200円
4	小型移動式クレーン(16H)コース	221161020056	3日間	38,000円	7,600円
5	小型移動式クレーン(20H)コース	221160510028	3 日間	43,000円	8,600円
6	高所作業車(12H)コース	221161020069	2日間	42,000円	8,400円
7	高所作業車(14H)コース	221161620028	2日間	44,000円	8,800円
8	玉掛け(15H)コース	221161710015	3日間	25,000円	5,000円
9	玉掛け(19H)コース	221161620015	3日間	29,000円	5,800円
10	ガス溶接(13H)コース	221161620030	2日間	23,000円	4,600円